

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="244 280 1066 368">県議会における新型コロナウイルス感染症に係る 当面の対応について</p> <p data-bbox="781 376 1050 512">令和2年4月10日策定 令和2年5月15日改正 令和2年6月4日改正 <u>令和2年8月31日改正</u></p> <p data-bbox="170 552 1099 791">県議会では、これまで、新型コロナウイルス感染症に関し、特別委員会を設置するとともに、国に意見書を提出するなど、迅速かつ充実した審議に取り組んできた。また一方、審議過程における感染防止対策として、手指消毒剤の設置や必要に応じたマスクの着用、県の取組に沿った不特定の者の立ち入る議会スペースの消毒等の取組を実施してきた。</p> <p data-bbox="170 799 1099 1038">4月7日の緊急事態宣言発令以降は、議会災害等対策会議で協議するなど、更なる対策を講じてきたが、5月25日に緊急事態宣言は全面解除に至り、これを受け、県では、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図るため、県対処方針を改正するとともに、県基本方針を改定し、新しい生活様式の定着に向けた取組等を示したところである。</p> <p data-bbox="170 1046 1099 1166">こうした情勢の中、県議会としては、感染防止対策を講じつつ、充実した議会審議を行うため、<u>当面の間</u>、引き続き、次の取組を実施していく。</p> <p data-bbox="176 1222 427 1254">1 マスクの着用</p> <p data-bbox="199 1262 1093 1334">会議（委員会等を含む）においてはマスクを着用する（各自用意）。</p> <p data-bbox="230 1342 1093 1374">ただし、<u>次の場合は</u>、一時的にマスクを外すことは差し支え</p>	<p data-bbox="1283 280 1917 368">緊急事態宣言解除後の県議会における 当面の対応について</p> <p data-bbox="1749 376 2018 480">令和2年4月10日策定 令和2年5月15日改正 令和2年6月4日改正</p> <p data-bbox="1133 552 2063 791">県議会では、これまで、新型コロナウイルス感染症に関し、特別委員会を設置するとともに、国に意見書を提出するなど、迅速かつ充実した審議に取り組んできた。また一方、審議過程における感染防止対策として、手指消毒剤の設置や必要に応じたマスクの着用、県の取組に沿った不特定の者の立ち入る議会スペースの消毒等の取組を実施してきた。</p> <p data-bbox="1133 799 2063 1038">4月7日の緊急事態宣言発令以降は、議会災害等対策会議で協議するなど、更なる対策を講じてきたが、5月25日に緊急事態宣言は全面解除に至り、これを受け、県では、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図るため、県対処方針を改正するとともに、県基本方針を改定し、新しい生活様式の定着に向けた取組等を示したところである。</p> <p data-bbox="1133 1046 2063 1166">こうした情勢の中、県議会としては、感染防止対策を講じつつ、充実した議会審議を行うため、<u>当面、「5」を除き、8月31日までを目途に</u>、引き続き、次の取組を実施していく。</p> <p data-bbox="1142 1222 1648 1254">1 マスクの着用及び傍聴の取扱い</p> <p data-bbox="1164 1262 2058 1334">会議（委員会等を含む）においてはマスクを着用する（各自用意）。</p> <p data-bbox="1196 1342 2063 1374">ただし、<u>発言中を除き</u>、給水や、熱中症予防等の自己の体調</p>

新	旧
<p>ない。</p> <p><u>(1) アクリル板により遮蔽された場所（議場の演壇等）において、発言等をする場合</u></p> <p><u>(2) 給水や、熱中症予防等の自己の体調を管理するために必要な場合</u></p> <p>2 アクリル板による遮蔽措置 <u>議場の演壇や傍聴受付等、飛沫感染防止の効果が期待できる場所に、必要に応じ、アクリル板による遮蔽措置を講じる。</u></p> <p>3 来訪者への対応 <u>議員控室や会議室等、議会が管理する執務室等においては、来訪者（県職員を除く。）に、マスクの着用、手指消毒の実施及び体温測定について、協力を依頼する。</u></p> <p>4 傍聴の取扱い 本会議及び委員会の傍聴に関しては、インターネットによる視聴をお願いする。</p> <p>5 3密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組</p> <p>(1) 換気の徹底 議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。</p> <p>(2) 出席者の縮減と柔軟な会議室の使用 本会議及び委員会については、議会審議に支障が生じない範囲で執行機関出席者を縮減する。</p>	<p><u>を管理するために必要な場合においては、一時的にマスクを外すことは差し支えない。</u></p> <p><u>また、本会議及び委員会の傍聴に関しては、インターネットによる視聴をお願いする。</u></p> <p>2 3密（密閉・密集・密接）の回避に向けた取組</p> <p>(1) 換気の徹底 議場その他の議会会議室における密閉空間を避けるため、十分な換気に努める。</p> <p>(2) 出席者の縮減と柔軟な会議室の使用 本会議及び委員会については、議会審議に支障が生じない範囲で執行機関出席者を縮減する。</p>

新	旧
<p>本会議への議員の出席について、採決以外の議事については、定足数に留意しつつ、出席議員を半数程度に縮減する。</p> <p>また、委員会においては、質疑等の議事進行に伴い、本テーブルに座る委員の数を適宜調整する。</p> <p>(3) 執務スペース等の確保への協力 執行機関に貸し出す委員会室の対象を、全委員会室、議事大会議室及び議事応接室とし、執行機関の過密な執務環境の緩和や感染防止対策用スペースの確保に協力する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策本部の運営等、執行機関が感染拡大防止等の対策を講じるにあたり、人的支援の要請があった場合は、可能な限り協力する。</p> <p>6 県民意見等の聴取と情報発信 新型コロナウイルス感染症に関する県民意見等を聴取するため、専用のメールフォームを引き続き設置する。頂いた意見等は、議会クラウドに保存して議員の閲覧に供し、議会審議に役立てる。</p> <p>請願書・陳情書は、郵送による提出をお願いする。</p> <p>また、動画配信を含め、感染拡大防止に関する県議会としての取組を情報発信する。</p> <p>7 状況を踏まえた議会日程の調整 今後の状況を注視し、議会運営委員会において、必要に応じて議会日程を調整する。</p> <p>8 委員会の調査等 <u>第3回定例会以降の委員会の県内・県外調査については、別</u></p>	<p>本会議への議員の出席について、採決以外の議事については、定足数に留意しつつ、出席議員を半数程度に縮減する。</p> <p>また、委員会においては、質疑等の議事進行に伴い、本テーブルに座る委員の数を適宜調整する。</p> <p>(3) 執務スペース等の確保への協力 執行機関に貸し出す委員会室の対象を、全委員会室、議事大会議室及び議事応接室とし、執行機関の過密な執務環境の緩和や感染防止対策用スペースの確保に協力する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策本部の運営等、執行機関が感染拡大防止等の対策を講じるにあたり、人的支援の要請があった場合は、可能な限り協力する。</p> <p>3 県民意見等の聴取と情報発信 新型コロナウイルス感染症に関する県民意見等を聴取するため、専用のメールフォームを引き続き設置する。頂いた意見等は、議会クラウドに保存して議員の閲覧に供し、議会審議に役立てる。</p> <p>請願書・陳情書は、郵送による提出をお願いする。</p> <p>また、動画配信を含め、感染拡大防止に関する県議会としての取組を情報発信する。</p> <p>4 状況を踏まえた議会日程の調整 今後の状況を注視し、議会運営委員会において、必要に応じて議会日程を調整する。</p> <p>5 委員会の調査等 委員会の県内・県外調査は、<u>第3回定例会前までは、原則と</u></p>

新	旧
<p><u>に協議する。</u> また、国外に係る県政調査、委員会の海外調査及び議会友好代表団は、今年度は自粛する。</p> <p>9 その他 状況に応じ、改めて議会災害等対策会議を開催し、県議会としての対応を協議する。</p>	<p><u>して自粛し、事態の推移を見守る。</u> また、国外に係る県政調査、委員会の海外調査及び議会友好代表団は、今年度は自粛する。</p> <p>6 その他 状況に応じ、改めて議会災害等対策会議を開催し、県議会としての対応を協議する。</p>